

特別養護老人ホーム豊楽園運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人清徳会が、開設する指定介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム豊楽園（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設の運営について管理者並びに職員は、次の運営方針に従い業務を遂行する。

- 2 施設は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮し、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の介助、機能回復訓練、健康管理及び療養上の介助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう援助する。
- 3 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に要介護者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供する。
- 4 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 5 サービスの提供を開始するに際して、入所申込者又はその家族と契約書を作成し契約の締結を行うものとし、入所申込者又はその家族は、施設の概要、職員の勤務体制その他の事項について説明を受け、同意をしたことを確認し契約書及び重要事項説明書に署名捺印をしなければならない。

(指定介護老人福祉施設の名称等)

第3条 事業を行う指定介護老人福祉施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称
特別養護老人ホーム豊楽園
- (2) 所在地
高山市三福寺町 1110 番地の 5

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設は、入所者に適切な指定介護福祉サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定め、施設に勤務する職種及び職務内容は次のとおりとする。

- 2 管理者（常勤、特別養護老人ホーム豊楽園施設長）1名
 - (1) 施設の従業者管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - (2) 職員にこの章の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
 - (3) 管理者は支障がない限り他の業務との兼務をしても差し支えない。
- 3 従業者は、特別養護老人ホームの運営を行う為、老人福祉法並びに、介護保険法で定められた人数で、介護、看護職の対比は介護、看護職員 1 人に対して入所者 3 人以下とする。
- 4 生活相談員 1 名（常勤）

第2条の運営方針を遵守し、入所者、家族への相談業務及び介護の提供に当たるものとする。

5 介護職員 27名（内 常勤19名、非常勤8名）

第2条の運営方針を遵守し、介護技術の進歩に対応し、適切な技術を持って介護プランにそったサービスの提供に努める。

6 看護職員 3名（内 常勤2名、非常勤1名）

第2条の運営方針を遵守し、常に入所者的心身状況を的確に把握する。

7 栄養士 1名（常勤、管理栄養士）

第2条の運営方針を遵守し、入所者の栄養管理及び嗜好調査、適時適温給食の提供及び多職種協同により栄養状態を適切にアセスメントし栄養ケア計画を作成する。

8 医師（非常勤嘱託医師2名、非常勤歯科医師1名）

第2条の運営方針を遵守し、入所者の健康管理に当たる。

9 機能訓練指導員 1名（非常勤理学療法士1名）

第2条の運営方針を遵守し、入所者の機能回復訓練を行う。

10 介護支援専門員 1名（常勤）

第2条の運営方針を遵守し、入所者の介護支援業務に当たる。

11 事務員 2名（常勤）

第2条の運営方針を遵守し、施設の管理運営等必要な事務を取り扱う。

12 調理員 8名（内 常勤4名、非常勤4名）

第2条の運営方針を遵守し、入所者の食事等の調理に当たる。

（業務の委託）

第5条 施設における調理業務従事者の一部については、入所者の処遇の向上につながるよう十分配慮し、第三者に委託できるものとする。

2 施設の清掃、宿直業務等については、必要に応じて第三者に委託できるものとする。

（利用定員及び施設の概要）

第6条 施設の定員及び施設の概要

（1）介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム 豊楽園」

敷 地	9,075.51 m ²
建 物	構 造 鉄筋コンクリート造 一部2階建
	延床面積 2,847.87 m ²
	利用定員 50名（短期入所併設4名）

（2）居室

居室の種類	室 数	面 積
1人部屋	4	11.07 m ² 、11.27 m ² 、14.62 m ² ×2
3人部屋	10	32.55 m ² 、33.10 m ² 、33.35 m ² ×8
4人部屋	5	29.64 m ² ×2、43.65 m ² ×2、44.37 m ²

※内、4人部屋（29.64 m²）1室については短期入所生活介護

（施設サービスの概要と利用料）

第7条 施設のサービス内容については、次のとおりとする。

サービスの種別	内 容
排 泄	本人の身体状況に応じて援助する。

入浴・清拭	週 2 回
離床	寝たきり防止のため、毎日の離床に努める。
着替え	毎朝夕の着替えに努める。
整容	整容の為の援助に努める。
シーツ交換	週 1 回以上実施
洗濯	日常着の洗濯を行う。
機能訓練	非常勤機能訓練指導員による機能訓練を行う。
健康管理	嘱託医師により、定期的な診察日を設け健康管理に努める。
介護相談	入所者とその家族からの相談に対し援助を行う。
栄養管理・食事	入所者の状態に応じた適切かつ質の高い食事を提供する。

- 2 施設が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。
- 3 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、その入居者から利用料の一部として、施設サービスに係わる施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払い（1割、2割又は3割）を受けるものとする。
- 4 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、入居者から支払を受ける利用料の額と、前項の省令基準により算出した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

5 前3項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払いを受けることができる。

サービスの種別	内容	自己負担額
食事	食事時間 朝食 7:45～ 昼食 11:45～ 夕食 17:30～ 食事場所 基本的に離床して、食堂で食する ことができるよう援助する。	基準負担額 ① 1日 1,392円 所得に応じ負担上限額が適用される。 ※「(4)所得段階に応じた負担上限額」参照。
居住費	滞在費として居住等に要した費用	1日 855円（多床室） 所得に応じ負担上限額が適用される。 ※「(4)所得段階に応じた負担上限額」参照。
理髪・美容	個人で依頼	実費
喫茶等	喫茶コーナーを利用し、コーヒー等飲物のサービスを行う。	実費
日常生活品の購入	原則、日用品は施設で支給するが、個人の嗜好品の購入は、本人若しくは家族とする。	当事業所で購入した場合は、実費代金を徴収
特別な食事	特別食の用意（医師の確認による）	

金銭管理	通帳、印鑑等の管理	1月 500円（別途契約）
送迎サービス	病院への送迎は、施設で対応するが、家族に協力を依頼することもある。	

6 旧措置者への負担軽減として、介護保険法の施行（平成12年4月）前の措置制度のときから継続的に特別養護老人ホームに入所されている方については、措置制度のときの負担水準を超えることがないよう軽減措置を講じる。

- イ. 負担軽減措置により実質的に負担軽減を受けている方（施設介護サービスの利用者負担割合が5%以下の方）については、居住費・食費に関する見直し後も、これらの費用負担を含めた負担水準全体について、措置制度の負担水準を超えることがないよう、同様の負担軽減措置を講じる。
- ロ. 実質的に負担軽減を受けていない方（施設サービスの利用者負担割合が10%の方）については、一般の入所者と同様の利用者負担となるが、所得の低い方に関する施策により負担軽減を図る。

7 所得段階に応じた負担上限額は次のとおりとする。

対象者	区分	居住費	食費
		多床室	
世帯全員が市町村民税非課税	利用者負担第2段階以外の方	利用者負担 第3段階	370円 650円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	利用者負担 第2段階	370円 390円
	老齢福祉年金受給者	利用者負担 第1段階	0円 300円
	生活保護受給者		

8 当施設では、「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証」を提示した入所者の利用料（1割自己負担、食費、居住費）に関し、確認証に記載されている減免割合で減額を実施する。

9 施設利用の際の留意事項は次のとおりとする。

来訪・面会	面会時間 8:30～20:00 来訪者は面会時間を厳守し、必ずその都度届け出が必要。来訪者が宿泊する場合には必ず許可が必要。
外出・外泊	外出・外泊の際には所定の届出書が必要。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従って利用してもらう。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償を求める。
喫煙・飲酒	敷地内全面禁煙・飲酒は決められた場所で行う。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為は、禁止する。また、他の入所者の居室等に無断で立ち入る事を禁止する。
所持品の管理	自己管理を原則とする。

10 非常災害時の対策は次に掲げるとおりとする。

災害時の対応	別途に定める「特別養護老人ホーム豊楽園 防災計画」にのつとり対応する。
近隣との協力関係	町内会と近隣防災協定を締結し、非常時は相互の応援を得て対応する。

平常時の訓練	別途に定める「特別養護老人ホーム豊楽園 防災計画」にのつり夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施する。
防 災 設 備	<ul style="list-style-type: none"> ・スプリンクラー ・自動火災報知器 ・誘導灯 ・ガス漏れ報知器 ・排煙窓・防煙壁 ・屋内消火栓 ・非常通報装置 ・漏電火災報知器 ・非常用電源 ・カーテン・布団等は、防炎加工の物を使用。
消防計画等	毎年高山消防署へ提出 防火・防災管理者 施設長

(苦情等申立窓口)

第8条 施設のサービスについて、不明の点や疑問、苦情がある場合は施設利用相談室（苦情解決責任者 施設長、窓口担当者 生活相談員・電話 0577-32-5565）にて相談を受ける。また、意見箱や当事業者の設置する第三者委員会での受付も行い、責任をもって調査、改善をする。

(協力医療機関・歯科医療機関)

第9条 施設の協力医療機関を次のとおりとする。

医療機関の名称	久美愛厚生病院	総合病院高山赤十字病院
電話番号	0577-32-1115	0577-32-1111

(嘱託医師及び嘱託歯科医師)

第10条 高山市医師会及び高山市歯科医師会において選任される医師2名、歯科医師1名により健康管理を実施する。それ以外の医療については他の医療機関による往診や入通院により対応し、費用については医療保険適用により別途自己負担となる。

(入所者の入院期間中の取扱)

第11条 施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することが出来るようしなければならない。

(利用料等の受領)

第12条 施設は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（厚令39号）第9条第1項の規定に基づき算定した施設介護サービス費の額の支払いを受けるものとする。

2 入所者は、前項において算定された施設サービス費用基準額の1割、2割又は3割を施

設サービス利用料金の自己負担として施設に支払うものとする。

- 3 施設は前項の支払いを受ける額のほか、第7条第5項で規定する額の支払いを受けることができる。但し、所得段階に応じて変更する場合がある。
- 4 施設は、サービスの提供に当り、契約書及び重要事項説明書により、入所者またはその家族に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い同意を得なければならぬ。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 施設の職員は、正当な理由なくその事實上知り得た入所者及び家族等の秘密を漏らしてはならない。

- 2 職員であったものに、業務上知り得た入所者及び家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を伝えなければならない。
- 3 当施設では、入所者及び家族の個人情報保護に積極的に取り組み、よりよいサービスの提供等本来の利用目的を超えて個人情報の利用はしない。
- 4 施設は、従業者の質的向上をはかるための研修の機会を確保することとする。
- 5 施設は、設備・備品・従業者・会計に関する諸記録の整備を行い、会計は他の会計と区分し、毎年4月1日から翌年3月31日までを会計単位とする。また、入所者に対する施設サービスの提供に関する諸記録も整備し、記録を整備した日から5年間保存しなければならない。
- 6 緊急時の対応は、看護職員等の指示を仰ぐと共に管理者は、家族・関係機関への連絡等を行い適切な判断をし、必要な措置を講じなければならない。また、非常災害時への関係機関への通報体制を整備し、職員に周知しておくこととする。
- 7 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 8 施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他の止むを得ない事情がある場合は、この限りではない。
- 9 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、入所者に対して特定の事業者によるサービスを退所後に利用されることの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。
- 10 当施設では、入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。
- 11 感染症及び食中毒の発生、蔓延を防ぐため感染症対策委員会において対策を講じ、従業者へ結果を周知徹底することとする。
- 12 利用料について、介護保険給付体系が変更になった場合、または経済状況の著しい変化その他止むを得ない事由がある場合、相当な額に変更できるものとする。また、変更する際は事前に入所者又は家族に対し説明し、同意を得るものとする。
- 13 施設は見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示する。
- 14 この規程に定める事項の外、運営に関する重要な事項は社会福祉法人清徳会と指定介護老人福祉施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 16 年 1 月 15 日から施行する。

附則

この規程は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 5 月 26 日から施行する。

附則

この規程は、平成 28 年 12 月 3 日から施行する。

附則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。